

スイスにおける新型コロナウイルス関連情報（３月２０日）

【ポイント】

- ３月２０日１２：００時点、スイス国内感染者は４，１７６人（前日比＋６９２人）に急増。
- 行動制限の追加措置が発表されました。公共の場における５人以上の集合が禁止され、違反した場合は１００スイスフランの罰金が科せられます。

１．３月２０日１２時のスイス連邦内務省保健庁発表によると、スイス国内における感染者数等は以下のとおりです。

- （１）感染者数（累計）：４，１７６人（前日比＋６９２人）
- （２）地域：スイス全州（一次検査で陽性となったケースを含む）
- （３）死亡者数（累計）：４３人（前日比＋１０人）

２．２０日、スイス政府は追加の行動制限措置を発表しました。

（内容）

- （１）公共の場における５人以上の集合の禁止。違反した場合は１００スイスフランの罰金が科せられます。
- （２）対人距離（最低２メートル）確保の厳守。
- （３）食料品店などの店舗、工事現場における衛生措置の遵守。

○これまで発表されている主な行動制限措置は以下の通りです。

- ・食料品店及び薬局を除く全店舗、飲食店、娯楽施設等を４月１９日迄閉鎖（１６日発表）。
- ・公私を問わず全てのイベントを禁止（１６日発表）。
- ・全国的に義務教育以上の学校、教育機関を４月４日迄休校（１３日発表）。

○スイス政府は感染防止のために以下の事項の遵守を求めています。

<https://www.bag.admin.ch/bag/en/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/so-schuetzen-wir-uns.html>

- ・他人との距離の確保：高齢者と十分な距離を確保すること。行列や会議の際に他人との距離を確保すること。
- ・きちんと手を洗うこと
- ・握手をしないこと
- ・咳やくしゃみをする際にはティッシュペーパーや腕を使うこと。
- ・発熱や咳がある場合は自宅待機すること。
- ・電話で予約してから病院や救急窓口に行くこと。

【参考】

1. 在スイス日本大使館の新型コロナウイルス感染症特設ホームページ（随時更新）

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

2. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

（１）在留届（３か月以上滞在する方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

（２）「たびレジ」（３か月未満の旅行や出張などの際）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

3. 日本における水際対策強化：査証の制限（外国人対象）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page6_000379.html

4. 日本における日本における水際対策強化：検疫の強化（国籍を問わず対象）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C038.html

○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanren_kigyuu_00001.html

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html